

1 事業活動の制限

令和五年八月二十四日に開始された多核種除去設備等処理水の海洋放出に基づき諸外国政府が実施している日本国からの水産物の輸入を停止する措置に伴い、当該諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者が同日以降実施している日本国からの水産物の輸入の制限

2 事由

諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該者への取引依存度が二十パーセント以上である中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比十パーセント以上であること

3 指定期間

令和五年八月二十四日から令和七年二月二十三日まで